

中小企業事業協同組合における 共済事業について

令和5年4月10日

中小企業庁

I. 中小企業組合制度の概要

<中小企業組合の役割・効果>

- 経営資源が限られた中小企業は、取引面において不利な立場に立たされるなど経営上多くの制約があり、個々の企業努力だけで様々な課題を解決するのは困難。
- 中小企業組合制度は、こうした厳しい経営環境の変化に対応して、中小企業が経営基盤を強化すべく、企業同士が連携し、それぞれが保有するノウハウ、経営資源を補完し合うことを目的とするもの。

<組合による代表的な事業>

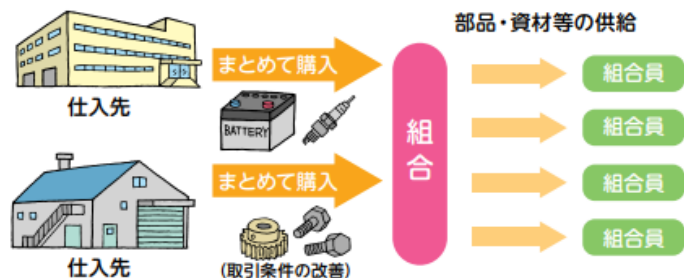
共同購買事業

仕入価格を
引き下げたい

仕入価格の
合理化を図りたい

購入商品の規格・品質
の均一化を図りたい

組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。製造業をはじめ卸・小売業、運送業やサービス業の組合に至るまで、比較的幅広く行われています。仕入先等との交渉力が強化され、仕入価格の引下げ、代金決済等の取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化等が図られる等、組織化のメリットが比較的実現しやすい事業といえます。

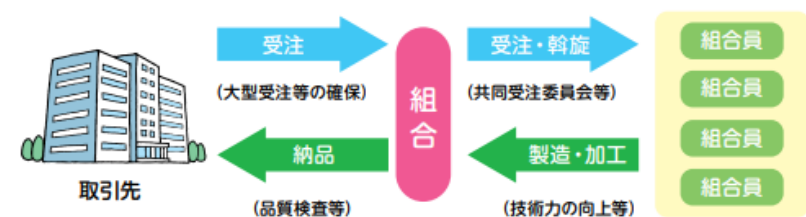


共同受注事業

受注の窓口を一本化して
取引条件を改善したい

受注の機会を
増やしたい

国内市場の縮小、公共事業の縮減等で多くの中小企業が受注の確保に苦慮しています。この事業は、組合が窓口となって注文を受け、組合員が分担して製造・施工等を行い、組合が納品するもので、組合員に斡旋する形態もあります。官公需適格組合が実施する行政等からの官公需共同受注事業が代表的で、大口の発注や大型の工事等を受注することが可能になるほか、取引条件の改善が可能になるといったメリットが得られ、組合員の技術力の向上にもつながります。



I. 中小企業組合制度の概要

中小企業組合の根本（基本原則）

<中小企業等協同組合法>

（法律の目的）

第1条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（人格及び住所）

第4条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（基準及び原則）

第5条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。
 - 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
 - 四 組合の剰余金の配当は、主として組み合い事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。
- 2 組合は、その行う事業によってその組合に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

相互扶助；経営資源を相互に補完し合うことであり、組合に一貫した思想。他の基準及び原則の根幹。

加入・脱退は自由。ただし、これに伴う権利の行使及び義務の負担は当然。

出資額に拘わらず1組合員1票が原則。

利用分量に応じた配当が原則。出資配当を行う場合は年1割以内。

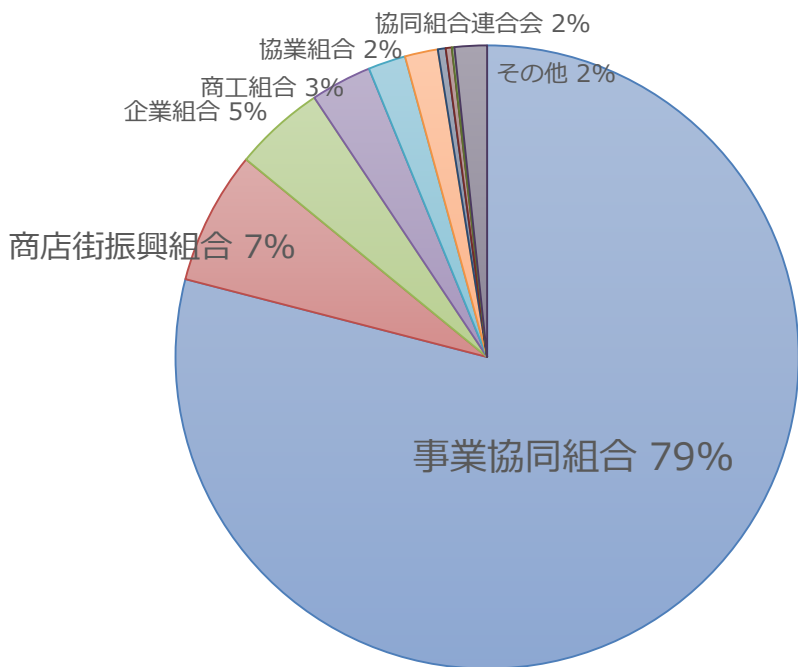
- ・直接奉仕の原則（営利を目的として利益を上げ、これを配分するという間接の奉仕によらないこと。）
- ・公平奉仕の原則

Ⅱ. 中小企業組合の現状

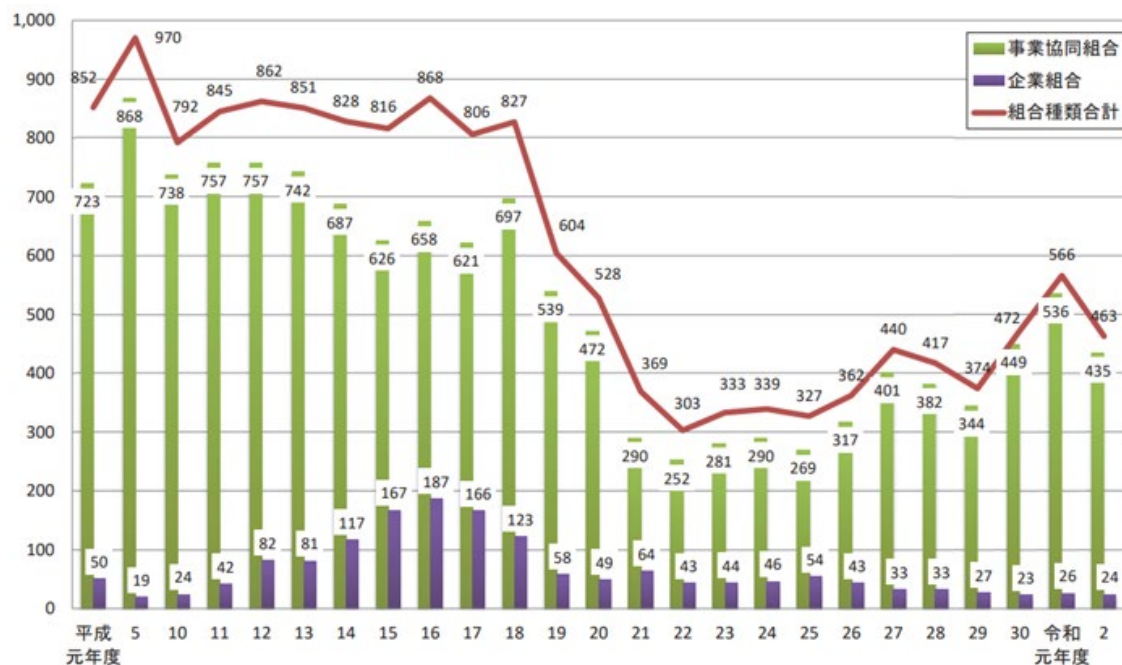
<中小企業組合数の内訳・推移>

- **中小企業組合は全国で約3.5万組合、その約8割が事業協同組合。**
(事業協同組合約2.8万組合、商店街振興組合約2.5千組合、企業組合約1.7千組合等)
- 中小企業組合数は年々減少傾向であるものの、過去数年間は全国で年間約500の組合が設立。

<令和3年度末時点 中小企業組合数>



<事業協同組合・企業組合 設立数の推移>



出典：「中小企業組合の設立動向（全国中小企業団体中央会）」

Ⅲ. 事業協同組合の概要

- ◆ 中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことによって、経営の近代化、合理化、取引条件の改善、競争力の維持・強化を図るもの。中小企業の組合制度の中で代表的かつ広く利用されている。
- ◆ 同業種により組織される組合が大半であるが、異業種により組織されるものも増えており、各組合員が保有する技術、経営ノウハウ等を出し合いながら活動している。

(1)事業内容

※赤字は共済事業に関するもの

- ・ 共同生産、加工、販売、購買、保管、運送等の共同事業
- ・ 組合員の事業資金の貸付、**福利厚生事業** 等

※共済事業（一被共済者あたりの共済金額10万円超）を行う事業協同組合は、他の事業を行うことができない

(2)組合員の資格

- ・ 地区内で商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等を行う事業者※又は事業協同小組合で定款で定めるもの。

※原則として資本金又は出資金が3億円(小売業又はサービス業は5千万円、卸売業は1億円)を、又は従業員数が300人(小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人)を超えない小規模の事業者

(3)設立要件

- ・ 発起人4人以上が必要、出資総額、組合の地区等に制限はないが、行政庁の認可が必要

※共済事業を行う事業協同組合については、別途共済規程の認可も必要

(4)所管行政庁

- ・ 1 都道府県の区域を地区とする場合：都道府県知事（財務省、国税庁の所管事業を行う組合を除く）
- ・ 2 都道府県以上全国未満の区域を地区とする場合：主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（金融庁、警察庁、財務省、国税庁、環境省、総務省、法務省及び文科省の所管事業を行う組合を除く）
- ・ **全国の区域を地区とする場合：組合員資格事業を所管する大臣**
例) 運輸事業者の共済組合→国交省所管、医療関係者の共済組合→厚労省所管

IV. 全日本火災共済協同組合連合会及び火災共済組合の概要

- 火災共済組合は、中小企業の建物や家財等動産が火災等で損害を受けた際に共済金を支払う火災共済事業を実施しており、全国で42組合存在。また、組合員向けの販売では、商工団体等が代理所として、組合から委託を受けて組合員と共済契約を締結している。
- 全日本火災共済協同連合会（以下「日火連」）は、各火災共済組合を会員として、会員が共済事業を行うことによって負う共済責任の再共済事業や、会員と連帯して行う共同元受事業等を実施している。

(1) 事業概要、職員数

①事業概要

- ・ 会員組合と日火連による共同元受事業 [火災共済]
- ・ 日火連が元受となる連合会元受事業 [休業対応応援共済、自動車共済、医療総合保障共済、傷害総合保障共済、労働災害補償共済]

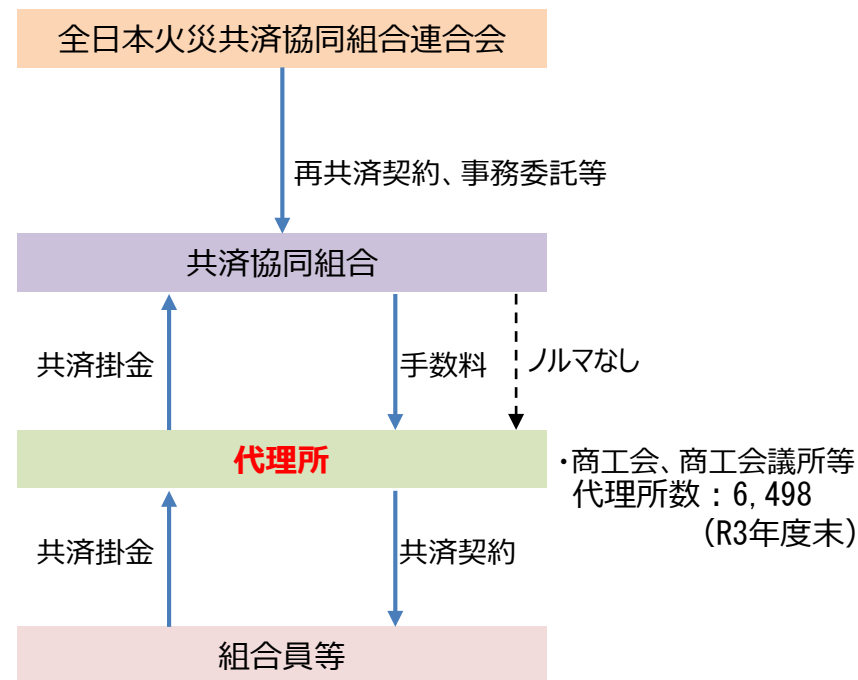
※ 自動車共済は全自共との共同元受事業（支払債務負担割合50%）

- ・ 会員組合が元受となり日火連が再共済を引き受ける再共済事業 [生命傷害共済、自動車事故費用共済、所得補償共済、休業補償共済、中小企業者総合賠償責任共済]

②職員数：44人（令和3年度末）

(2) 加盟組合数：42組合（令和3年度末）

<販売体制>



IV. 全日本火災共済協同組合連合会及び火災共済組合の概要

(3) 組合員の要件（正組合員）

- ①日火連：本会の地区の全部又は一部を地区とする火災等共済組合及び火災等共済組合連合会
- ②会員組合：法人及び個人の事業者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模事業者であり、表中の（A）又は（B）のどちらかを満たす者。

要件 主たる事業	(A) 資本金の額 又は出資の総額	(B) 常時使用する 従業員数
①製造業等その他業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

(4) 組合員数（正組合員/准組合員）

168万（正会員）（令和3年度末現在）

IV. 全日本火災共済協同組合連合会及び火災共済組合の概要

(5) 取り扱う共済の種類、契約期間（単年/長期）、契約保有件数（令和3年度）

種類		契約期間	件数
共同元受	火災共済	1年～5年	302,868
日火連元受	休業対応応援共済	1年	1,048
	自動車共済	1年	76,679
	医療総合保障共済	1年	6,310
	傷害総合保障共済	1年	7,916
	労働災害保障共済	1年	412
再共済	生命傷害共済	1年	66,434
	自動車事故費用共済	1年	201,457
	所得補償共済	1年	2,609
	休業補償共済	1年	633
	中小企業者総合賠償責任共済	1年	672
			合計 667,038

共同元受：日火連と各火災共済組合がそれぞれ元受けとしての引受責任（＝共済金の支払責任）を負うもの。

(6) 共済契約が可能な者

法人・個人問わず共済契約の締結は可能。

基本的には組合員（員内契約）であるが、20%の範囲内で組合員以外（従業員や一般の員外契約）も可能。

(7) 総資産

22,407,107,688円（令和4年3月末現在）

IV. 全日本火災共済協同組合連合会及び火災共済組合の概要

(8) 受入共済掛金、支払共済金（令和3年度）

種類		共済掛金/再共済掛金	支払共済金/再共済金
共同元受	火災共済	元受共済掛金	4,943,315,838
		連合会共済掛金	
日火連元受	休業対応応援共済		4,830,000
	自動車共済		1,914,156,390
	医療総合保障共済		184,142,989
	傷害総合保障共済		85,005,689
	労働災害保障共済		12,425,112
再共済	生命傷害共済		168,099,359
	自動車事故費用共済		37,868,540
	所得補償共済		17,077,560
	休業補償共済		336,000
	中小企業者総合賠償責任共済		1,459,863
合計		19,217,556,832	7,368,717,340

（単位：円）

(9) 事業収支の差益の処理方法

差益の処理方法（剰余金の処分）は、中小企業等協同組合法第58条（準備金及び繰越金）第1項で規定されている利益準備金（剰余金の5分の1以上）の積立を行い、利益準備金を控除してもなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを特別積立金等の積立金として積み立て、若しくは会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越す。

V. 全国自動車共済協同組合連合会および自動車共済協同組合の概要

- 自動車共済協同組合は、所属する組合員向けに、中小企業が保有する自動車の事故等による経済的損失を補てんすることを目的とする自動車共済事業を実施しており、全国で6組合が存在。また、組合員向けの販売では、商工団体や自動車整備工場、自家用自動車協会等が代理所として、組合から委託を受けて組合員と共済契約を締結。
- 全国自動車共済協同組合連合会（以下「全自共」）は、各組合が行う事業によって負う共済責任の分散と共済金支払いの万全を期すため、再共済事業を実施している。

(1) 事業概要、職員数

①事業概要

- ・ 会員の行う自動車共済事業及び自賠償共済事業によって負う共済責任の再共済事業
- ・ 会員（日火連）と共同して行う自動車共済事業（以下「共同元受事業」という。）
- ・ 会員の行う事業の健全運営に関する調査・研究、研修事業及び指導

②職員数：9人（令和5年4月1日現在）

(2) 加盟組合数

6組合（うち日火連1）

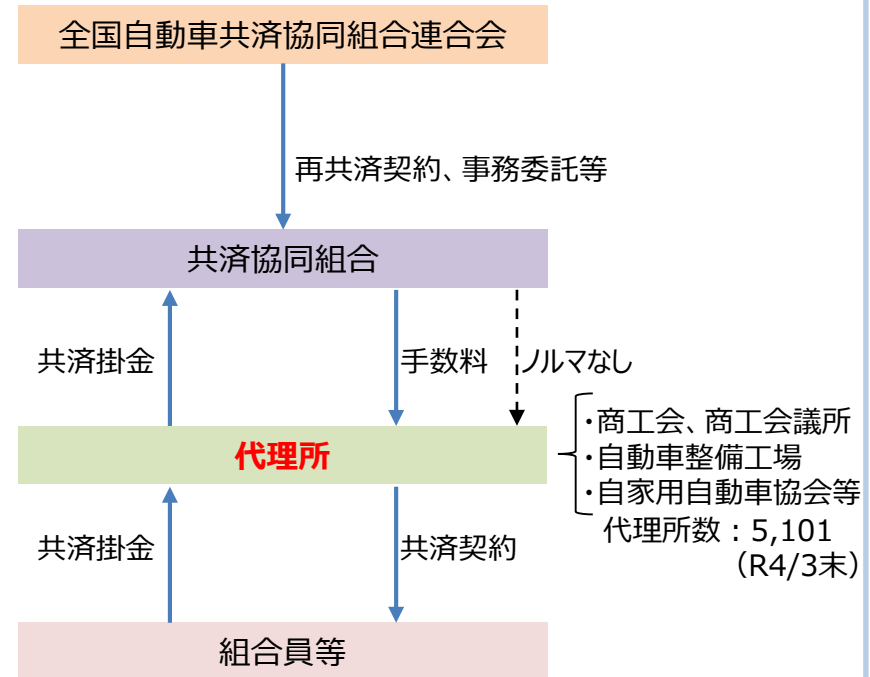
(3) 組合員の要件（正組合員）

- ①全自共：本会の地区の全部又は一部を地区として、中小企業が保有する自動車に係る自動車共済事業を行う協同組合、他の共済事業を行う協同組合及び協同組合連合会
- ②会員組合：商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う小規模の事業者および小規模の事業者で構成する団体等

(4) 組合員数（正組合員/准組合員）

62万（正組合員）（令和3年度末現在）

<販売体制>



V. 全国自動車共済協同組合連合会および自動車共済協同組合の概要

(5) 取り扱う共済の種類、契約期間

①再共済事業

自動車再共済、自賠償再共済の2種類で再共済契約期間は1年間

②共同元受事業（日火連と共同実施）

自動車共済の1種類で共済契約期間は1年間（1年未満の短期契約も可）

(6) 共済契約可能な者

①再共済事業

会員組合

②共同元受事業

中小企業者（員外利用は2割以内に制限）

※共同元受事業の契約業務は日火連が行っており、全自共は共済金の支払いリスクを共同で負担している。

(7) 契約保有件数

①再共済事業

10件（5会員組合×2（自動車再共済、自賠償再共済））

②共同元受事業（令和3年度末）

76,679件

※会員組合（日火連除く）の契約保有件数

749,485台（自動車共済、自賠償共済）

(8) 総資産（令和3年度）

6,660,781千円

V. 全国自動車共済協同組合連合会および自動車共済協同組合の概要

(9) 受入共済掛金、支払共済金（令和3年度）

種類		共済掛金/再共済掛金	支払共済金/再共済金
再共済	自動車再共済、自賠償再共済	17,630,255,000	15,246,647,000
共同元受	自動車共済	1,077,641,000	931,307,000
合計		18,707,896,000	16,177,954,000

(単位：円)

(10) 事業収支の差益の処理方法

差益の処理方法（剰余金の処分）は、中小企業等協同組合法第58条（準備金及び繰越金）第1項で規定されている利益準備金（剰余金の5分の1以上）の積立を行い、利益準備金を控除してもなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを特別積立金等の積立金として積み立て、若しくは会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越す。